）がある連結子法人（同法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。）（同法第２条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

12　事業税の「所得金額総額㉗」の欄は、法第72条の２第１項第１号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㊱」の欄の金額を記載し、「所得金額総額㊴」の欄は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人が第６号様式別表５の「合計㊱」の欄の金額を記載すること。

13　事業税の「付加価値額総額㉝」又は「資本金等の額総額㉟」の各欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載し、「付加価値額総額㊶」又は「資本金等の額総額㊸」の各欄は、法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人が第６号様式別表５の２の「課税標準となる付加価値額⑪」又は「課税標準となる資本金等の額㉔」の各欄の金額をそれぞれ記載すること。

14　事業税の「㊸のうち見込納付額㊷」の欄は、法第72条の25第３項又は第５項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

15　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第１号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額㊹」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉛」又は「軽減税率不適用法人の金額㉜」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

16　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第２号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㊺」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊳」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

17　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第３号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㊻」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊻」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

18　特別法人事業税の「㊷のうち見込納付額㊸」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊻」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

20　還付請求の「中間納付額㊼」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

21　法第23条第１項第４号の５イ⑴の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ⑴に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。